

Title	武蔵国埼玉郡における地主経営：統幕末期在方市場の諸問題
Sub Title	The managerial operations by landlords in Musashi no Kuni Saitama-gun
Author	佐々木, 陽一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.12 (1963. 12) ,p.1205(51)- 1229(75)
JaLC DOI	10.14991/001.19631201-0051
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19631201-0051">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19631201-0051</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

究により、これ迄の究明の補足をすること、二つは、ここで提示した国際金融分析の新しい視角をもつと展開して、国際金融の経済構造的な接近方法を明確化・体系化すること、三つは、経済統合分析においてとり残されている統合における分業原理を理論的・実証的に究明すること<sup>(注11)</sup>である。

- (注1) EEC Commission, Memorandum of the Commission on the Action Programme of the Community for the Second Stage, Brussels, 24 Oct. 1962. (要約「EEC飛躍への出発点——第二段階活動計画——」『経済と外交』一九六二年十一月下旬号。)
- (注2) 「EECの通貨金融政策の調整——六月十九日の委員会提案」『経済と外交』一九六三年九月月上旬号。(なお以後の展開は『経済と外交』のこの二つの紹介に主として負っている。)
- (注3) 最近の展開に関しては、たとえば以下を参照。『EECの発展と展望』国際問題シリーズ第三十二号、日本国際問題研究所、および「EECの最近の諸問題」『経済と外交』一九六三年八月月上旬号。
- (注4) それらは、共通の農業・運輸・エネルギー・社会・経済(経済発展政策と構造政策)政策である。
- (注5) 日銀調査局「欧州諸国におけるインフレの現状と対策」調査月報、一九六三年七月号および M. Gilbert, "Reconciliation of Domestic and International Objectives of Financial Policy: European Countries", Journal of Finance, May 1963.
- (注6) 「EECの発展と地域的構造変化」経済企画庁『海外経済月報』一九六三年八月号。
- (注7) 加藤義喜「欧州経済統合と国際均衡の問題」『欧州経済統合の分析と展望』
- (注8) Michael Michaely, "Multilateral Balancing in International Trade", American Economic Review, Sept. 1962. および西村光夫「欧州経済統合における決済問題」『欧州経済統合の分析と展望』
- (注9) 島野卓爾前掲論文、十九頁および「EECの産業構造——雇用構造と物価構造を中心として——」『欧州経済統合の分析と展望』
- (注10) 河合俊三「国際流動性の問題」『経済と外交』一九六三年九月下旬号、七頁。
- (注11) この第三の方向の究明は、本誌一九六四年二月号において「経済統合(とくにEEC)における計画性と分業原理」と題して行なう予定である。

## 武蔵国埼玉郡における地主経営

——統幕末期在方市場の諸問題——

佐々木陽一郎

### 序

\*前稿は、幕末期における武州忍領埼玉村をめぐる農村市場に関する分析であった。そこでの論点は、市場形成の前提たる農村商品生産が、いわゆる商品作物のみならず、米・雑穀類をむしろ中心としていたこと、及び米穀流通量の増大には忍藩の年貢体系——代金納・手形納——の寄与が大であったこと、更に農作物及び酒等の商品流通を担当したのは、主として在方の地主層であったこと等であった。

本稿は前稿の続篇として、そのような在方市場の基礎にのった、地主経営の実例を、前稿と同様、埼玉村湯本家の例について考察するのである。ここでいうところの地主経営は農業経営のみならず、これを基盤とした商業・酒造業・金融業も含み、いわば広義の地主経営である。史料に制限があるので、前稿と同様、文政年間から安政に至るまでの幕末期における地主の経営内容を、静態的に観察しようとするのが、本稿の目的である。このような地主経営を規定する条件は、市場形態及び、地主層を含めた農村の再生産構造であるが、前者についてはすでに前稿で述べたところであり、後者は紙数の関係か

ら次の機会に譲りたい。

\*「幕末期在方市場の諸問題」三田学会雑誌第五十六巻第四号。

### 一、農業経営

嘉永二年の「忍領崎玉村五人組御改帳」によれば、湯本家の持反別は、田方四町五反二畝二二歩、畑方一二町八畝二二歩、計一六町六反一畝二三歩で、そのうち手作地は田方一町九反六畝二九歩、畑方七町三畝一五歩、計九町一四歩、小作入付地は田方二町五反七畝二三歩、畑方五町五畝六歩、計七町六反二畝二九歩であり、田方は小作地、畑方は手作地が優勢である。但し、他村に所持する小作入付地は、これに含まれていない。他村所持の小作地は殆ど知ることできないが、天保一三年に、馬見塚村弥市を相手取り小作米滞に関する訴訟によれば、米換算一四俵の小作料に相当する質地小作地があった。弥市は自ら年貢諸夫銭を負担する契約になっているので、この小作地は約一町七反に匹敵するであろう\*。このような質地小作地が年々どれほどであったか知ることできない。文政二年の質地差引帳によれば同年から文政九年に至るまでの間、質地は田畑合最高九反から最低六畝ぐらゐであった。第四節で述べる湯本家の老大な農民に対する貸付を考えると意外であるが、現在までに使用し得た史料より得られた質地小作地は比較的僅かであった。

第1表 湯本家手作米・小作米取納高

年 度	手 作 米	小 作 米
嘉 永 6 年	129俵	42俵
永 政 元 年	87	12
安 治 3 年	100	22

\* 断片的な若干の史料より得られた小作料は田方反当一石前後、畑方同金二分程であった。年貢を小作料の五割とみなせば、一四俵の小作料はほぼ一町七反の小作地に相当するであろう。

第一表は諸穀取引帳より得た湯本家の手作米及び田方小作料を示す。小作料は必ずしも総額ではないであろうが、約一町七反から五反ぐらゐの小作地に相当する。この小作料はすべて崎玉村農民から納入されたもので、質地小作料と名田小作料

が含まれているのであろう。他村の小作地が不明であるが、手作米生産額をみれば、明らかに嘉永二年に比し、手作地は増大している。即ち三ヶ年平均手作米は約四二石であり、反当生産量を二石とみれば、二町一反になる。反当一石五斗ならば二町八反である。嘉永二年の手作地に対する小作地の比率と、手作地の規模、及びこのような田方手作地の増大を考え併せれば、湯本家の農業経営は明らかに手作地主経営であるといえよう。

第2表 規模別所持・耕作

階 層	所持	耕作	小作入付	小作
~35反	6戸	5戸	2戸	1戸
35~30	3	3	2	1
30~25	3	3	0	0
25~20	8	9	1	4
20~15	15	26	3	14
15~10	35	38	2	27
10~5	57	57	1	30
5~0	70	56	4	11
0	2	2	0	0

それではこのような湯本家の経営規模は、村内においてどのような位置にあったであろうか。第二表は第一表と同じく、

同年の五人組帳より作製したもので、規模別の所持・耕作及び耕作者中の小作人、小作入付戸数を示す。この表によれば、二町を境として明確な区分がある。即ち二町以上の層は規模別にみた所持戸数と耕作戸数が殆ど不変であるが、二町以下の層は耕作戸数が増大し、また五反未満の層は耕作戸数が減少している。この二町以下の層の所持戸数と耕作戸数の喰違いは明らかに小作によってもたらされている。この層の小作入付はいずれも小規模であり、手余り地の貸付である。所持・耕作零の層は、所持者の一人が小作によって五反未満の層に上昇し、逆に所持高五反未満の一人が全耕作地を小作に出すことによって、耕作地零の層に転落している。このように、小作が所持規模と耕作規模

に分離をもたらしているが、その差は少ないといえる。全体としてみれば、所持規模がそのまま耕作規模に反映しているのである。その原因は小作貸付地の少なさ、それに応ずる小作地規模の零細性にある。即ち、全耕作面積二二三町余に対し、小作地は二二町余で約一割にすぎないのである。更に自村からの小作地供給は一町余で全小作地の五二パーセントにすぎない。従って崎玉村では小作制が未発達であったといえる。このような状態において、湯本家のみは先に述べたようにかなりの小作入付地（全小作地の三五パーセント、崎玉村小作地の六七パーセント）をもっている。二町以下の層のみならず、二町以

上の層にあつても、小作貸付地は零細な規模であるから(この点は次稿で詳説)、湯本家が殆ど唯一の崎玉村における小作地供給者であつたといえる。

(湯本)次に三町五反以上の耕作者は五人いるが、それを列記すれば左の如くである。

- 半兵衛 九〇〇畝一四歩
- 民八 五一六畝〇四歩
- 六左衛門 三八一畝〇一歩
- 定次郎 三六五畝一歩
- 久兵衛 三五〇畝〇一歩

やはり湯本家が経営面積でも群を抜いている。

このような規模における湯本家の地主手作経営の内容はどうであつたか。ここで問題とする期間における湯本家の農業生産物は、田方のみ直接知り得るが、その生産高は先に掲げた如くである。畑方については諸穀取引帳に現われる販売量と、断片的に現われた菜種・綿の自家消費分のみがわかる。販売された米以外の農作物は、大麦及びその加工品たる挽割・小麦・大豆・小豆・木綿等殆ど雑穀類等であり、木綿のもつウェイトは僅かである。第三表の木綿販売量を次節の湯本家穀屋取引量と比較されたい。木綿は全取引量からみても、また米以外農作物の販売量からみても、その重要性は少なかった。また自家消費分については、嘉永四年に崎玉村綿屋源太郎に、より綿五貫七〇〇目を加工させ、そのほか、しのまき一貫六〇〇目、小袖わた三〇〇目を加工させている。また翌年も同じく源太

第3表 木綿販売量

年 度	販売量	価 額
天保2年	2.82貫	1兩1分2朱230文
3	5.80	2 2 2
4	35.00	2 2 2 441
7	2.70	1 1 2 471
11	2.10	1 1 0 135
13	21.76	4 0 0 12
14	9.00	1 0 0 12
嘉永6	21.00	3 0 0 0
安政元	13.80	1 1 1 28
	綿実 2.5俵	1 0 40

郎に、より綿一二貫五〇〇目、ふきわた五貫六〇〇目、ふとん綿三貫目を加工させている。この自家消費分すべてが湯本家の自家生産であるかどうか不明であるが、先きの販売量をみれば、商品生産としての木綿の重要性は殆ど無視し得る。

また菜種に関しては、販売面に全く現われず、在村の油屋に委託加工させているのみである。嘉永六年の油屋堀口喜兵衛の油通帳によれば、同年の菜種委託額は一石三斗余、翌安政元年は一石二斗余であつた。この菜種から絞られた油は約二石七斗であり、湯本家はそれでは足らず、嘉永六年には一石四斗、安政元年には一石の油を喜兵衛から購入している。また、安政三年には油屋佐兵衛の、同五年には堀口倉之助(喜兵衛の相続人)の油通帳があるが、菜種の委託加工は全然なく、すべてを購入している。以上の点からして、菜種生産は商品生産ではなく、また自家消費分をカバーする生産量もなかったとい得る。

第4表 湯本家雑穀・蔬菜販売量

年 度	大 麦	挽 割	小 麦	大 豆	小 豆	大 根	さといも	い も
天保元年		11俵	3俵	2斗		260本		
2	1,380合	25	2		450合			
3	42俵	16	4	3俵				
4	850合	9	9	2				
5	18俵	1	1		340			
7	33		2			100		
8	29	14	23	40				
9	9	1	2					
10	9	13	10	6				
11	61	10	2	1	1俵			
12	18	8		2		160		
13	52	23	11					
14						1,908	15貫	113貫
嘉永6								15
安政1	2							
2			2斗					

故に、湯本家の畑方経営は主として雑穀面にその力点が置かれていたといえる。第四表は取引帳に現われた雑穀及び蔬菜の販売量である。但し、手形取引と手数料売買は除いてある。また、小麦藁のような副産物もこの表にはのせていない。この雑穀生産を商品生産の観点よりみるならば、その意義は決して高いといえない。かなり



第5表 湯本家年雇一覽

年度	弘化4年		嘉永元年		同2年		同3年		同4年		同5年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
年雇数	2人	0人	5人	1人	4人	1人	4人	2人	5人	1人	5人	1人
給金	7.1.0.	0	21.3.0.	2	13.1.0.	0	10.3.0.	0	20.2.0.	0	12.2.0.	0
返り金	2.0.0.	0	1.2.0.	0	4.2.0.	3,557	4.0.0.	657	9.0.0.	568	1.2.0.	0
貸金	6.3.0.1,375		27.0.0.11,668		17.1.0.12,499		3.3.3.5,341		8.2.2.9,605		11.1.2.7,268	
無給金					男1人	女1人	男2人	女0人	男1人	女0人	男1人	女0人
備考												
年度	同6年		安政元年		同2年		同3年		同4年		同5年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
年雇数	3人	0人	4人	1人	3人	0人	4人	0人	1人	2人	1人	2人
給金	9.2.0.	0	12.2.3.	164	8.0.0.	0	18.2.0.	0	17.0.0.	0	8.0.0.	156
返り金	2.2.1,045		6.0.0.	0	3.2.0.	0	4.2.0.	0	1.1.0.	0	1.1.0.	0
貸金			5.0.1.2,552		8.1.0.10,889		2.0.0.	680	8.0.1.3,003		5.2.0.2,200	
無給金	男1人		男2人		男1人							
備考									女1人12.3ヶ月先取り			

の販売量のあつた天保十一年においても、その販売高は約一八兩である。同年の手作米生産高は知り得ないが、例えば嘉永六年に一二九俵、金額にして八二兩の生産額と比較すれば、この事実を確かめることができよう。後述するように、天保年間と安政年間には湯本家の穀屋経営に大きな断絶があるが、それと相応して、嘉永以降雑穀販売量が激減することは、この期間に畑方経営は自給的性格を強くしていったといえる。従つて換金作物の見地よりするならば、湯本家にとって米作が最も重要であるといひ得る。勿論、嘉永・安政期における一〇〇俵前後の米がすべて販売され、湯本家の収益となつたのではなく、一部は自家消費分として、一部は年貢として、現物形態で納入された分を、控除した残額が、現米乃至酒で販売されたのであり、後述する穀屋経営や酒造経営におけるこの手作米は、取引額中大なるウェイトはもたないとしても、農業生産物における米の重要性は充分認めなければならぬ。

\* このうちから代金納及び手形納分を支払わねばならない。

最後に雇用農業労働者について簡単にふれてみよう。この農業労働者は年季奉公人と日雇奉公人があり、崎玉村においては後者

が重要であつたことはすでに前稿で述べた(前掲拙稿三四九ページ)。ここでは湯本家の雇用労働者について考察してみた。第五表は作奉公人給金帳より得た、年季奉公人の一覽表である。この表によれば、同期中に最高六人から最低二人の年雇が常時雇用されている。手作反別を常時九町前後とみたとき、六人の年季奉公人数は著しく労力に不足を来すとは考えられない。むしろ主たる労働力の提供者はこれら年雇にあるといえる。この点で他の経営と異質な点を湯本家はもつことになる。

この年雇の出身地は崎玉村に多く、前掲表にある年雇実数男二人・女七人中、男一人、女四人が崎玉村出身である。他はいずれも周辺農村である。階層別出身については前掲書第九表(三七ページ)を参照されたい。給金は最低二兩一分から最高六兩二分までである。また年季は作奉公人給金帳では知り得ないが、奉公人請状によれば一年季が多い。その他の言及すべき点として、返り金・負債返済の無給金奉公等がある。返り金については先にも述べたが(前掲書三六ページ)、これは給金の高低・年季の長短等とは無関係に一年の期限をもつて貸付けられるものである。その額や利率もまちまちである。最高四兩から最低一兩のひらきがあり、利率も二割から一割七分と様々である。返り金も負債であるが、その他、奉公人の殆どは勤期間中、種々の名目で金を借り、これに返り金及び利子を加えたものが年度末の負債になるのである。そしてこの負債を返済できないものは、実質的には無給金で、即ち給金で負債を返済する為翌年も再び契約を延長せざるを得なくなる。従つて返り金は湯本家が奉公人を確保するのに非常に有効な手段であつたといえる。

日雇に關しては殆ど知ることはできなかった。安政二年の日付をもつ平五郎給金渡通帳によれば、平五郎は勤日数よりみて明らかに日雇である。しかし同年の作奉公人給金帳に平五郎の名前は見当らなかつた。また作奉公人給金帳に所収されている日雇の給金の項目に「是ハ日雇帳ニ而渡」とある。この二点から、作奉公人給金帳は主として年雇の帳簿であり、日雇には別に日雇人給金帳に類する帳簿があつたとの推測がなりたつたが、今のところそのような帳簿は見出し得なかつた。従つ

て日雇について述べることは殆どできないが、湯本家手作経営が年季奉公人を主たる労力とするとはいえず、日雇もかなり重要であったであろうことを、つけ加えておく。

### 二、穀屋経営

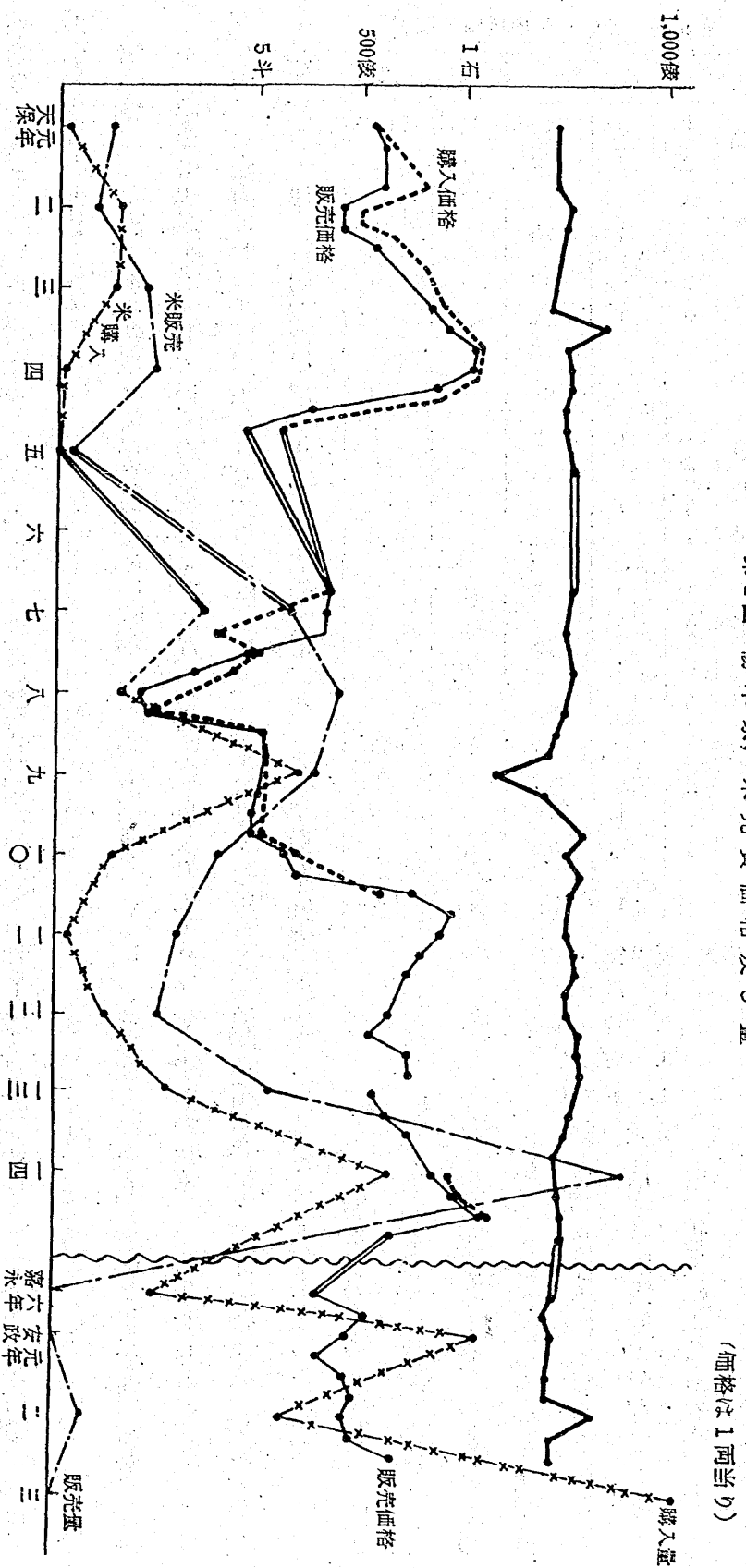
湯本家の穀物取引に関する史料は、諸色売買帳、または諸穀取引帳と題される帳簿で、天保元年から十四年まで（五・六年は欠）と、嘉永六年から安政三年に至るまでが、この節の表題の記述に使用し得る。それ以後の分は殆ど日用品の購入のみを記入しており、嘉永以降穀屋経営は行なわれていないので、ここでは天保期と嘉永・安政期を対比させながら、湯本家の穀屋経営を考察したい。

取引内容は既述したように、米・雑穀・蔬菜・木綿・農業副産物（小麦藁・糠等）・干鰯である。米は現米・手形・蔵米があり、その量は年によって異なるが、この三者の総計価額は全取引量の大部分を占める。雑穀は殆ど購入が無いので、大部分は湯本家の手作り分の販売であろう。もっとも年により武士或いは商人等から、大豆や大豆手形をかなり買入れ、これを転売したことはあった。木綿は前述の如くであり、小麦藁も微少である。干鰯にいたっては、天保八年のみ販売があり、他の年は購入のみである。明らかに干鰯は自家消費分を主とした購入であり、売れるチャンスがあれば販売したのである。いずれにせよ、干鰯は取引の主要部分ではない。

\* 取引量は前掲書三八ページ参照。

以上のように、湯本家の穀屋経営は米の売買を中心としている。故にこの節は米の取引を中心として考察してみたい。

第一図は湯本家の米取引価格及び取引量を図示したものである。この図に従えば三つの時期に、取引の性格を区分し得る。即ち、第一期は天保元年より五年までであって、購入量・販売量共に少ない。第二期は、年により少ないこともある



が、全体としてみれば、取引量が急激に増大した期間であり、そのような取引量の変化は米価の変動と関連することがうかがえる。例えば天保七年から八年にかけて、米価が高騰すると、取引量も増加し、米価が比較的安い天保十年から十二年にかけては、取引量も激減する。逆に米価が下落する十二年から十四年の時期は、取引量が著るしく増加している。即ち、この期間の取引は投機性をかなり帯びている。事実、取引量の多い年は手形が非常に多いことは、或程度取引が投機性をも

武蔵国埼玉郡における地主経営

つていたことを裏書するであろう。最後の期間は、間に二〇年ばかり空白の時期があるが、販売が殆ど消滅するところに特徴がある。明らかに、この時期は穀屋経営は中止されているのである。この傾向は、湯本家の酒造業開始と密接な関係をもつと思われる。即ち、穀屋から酒造業への転換があったのである。そのような転換がいつあったかは、一〇年間の史料欠如のため確認はできない。しかし、後述するように、湯本家が酒造鑑札を下付されたのが、天保十三年であり、弘化年間には酒造業が確立していると考えられるから、この前後に経営転換が行なわれたとみてよいであろう。以下、この三期における取引の内容を分析してみたい。

第一期はまだ湯本家の穀屋経営が発展しない時期であり、取引量も少ない。購入面をみると、天保二年に北根村幾二郎から一〇〇俵の現米を購入しているのを例外とすれば、自村・他村・町方・武家から小口の現米・手形米を買入れているにすぎない。販売面においては、かなりの大口が既にあり、例えば崎玉村の酒造業者増田屋新兵衛に天保三年に五〇俵を売却しており、その他、行田の穀屋にも相当量の販売があった。また手数料売買が既にあったことも注目されよう。

第6表 天保9年地域別米取引

		購 入		販 売	
		人	俵	人	俵
現 米	1	3人	10俵	12人	294俵
	2	7	150		
	3			1	23
	4	1	25		
手 形	1			7	59
	2	1	24		
	3				
	4	2	131		
手 数 料	1	1	2	1	1
	2	11	53	1	55
	3	1	1		
	4				
手 形 手 数 料	1	2	5	2	5
	2				
	3				
	4				
小 計	1	6	17	22	359
	2	18	227	1	55
	3	1	1	1	23
	4	3	156	0	0
計		21	400	24	437

備考 第2欄の数字は

1. 崎玉村
2. 他 村
3. 町 方
4. 武 士

を表わす。

湯本家の米の入手路は、購入によるもののほか、小作・貸金返済が米で取立てられたもの（これには武士が多い）第四節参照、及び手作米であった。この期間は購入米の少なさよりみて、購入によるものよりも、それ以外の方法によって入手した

第7表 天保9年規模別米取引

		俵 ~5		俵 5~9		俵 10~20		俵 20~50		俵 50~100		俵 100~		計	
		人	俵	人	俵	人	俵	人	俵	人	俵	人	俵	人	俵
購 入	現 米	8	20	1	6			1	25			1	133	11	184
	手 形							2	49			1	106	3	155
	手 数 料	9	24			1	10	1	22					11	56
	計	19	49	1	6	1	10	4	96			2	239	27	400
販 売	現 米	9	14			2	26	2	57			1	220	14	317
	手 形	4	6	2	10			1	43					7	59
	手 数 料	10	23					1	33					11	56
	計	23	45	2	10	2	26	4	113			1	220	33	434

ものが、販売の対象であったし、その意味では年貢余剰米の販売の段階にしかすぎなかったとい得る。

第二期になると購入量もかなり増大する。価額において最大の取引があった天保八年は既に紹介したので(前掲書三八ページ)、翌九年の米取引を、現米・手形・手数料売買・手形手数料売買の四項目別、及び崎玉村・それ以外の村方・町方・武家の地域別に示したのが第六表である。また、これを規模別に分類したのが第七表である。即ち、先の四項目をそれぞれ、購入相手及び売却先に、その取引量の規模別に区分してある。

まず購入面よりみると、湯本家は崎玉村農民の直接米購入者としての機能を殆どもたないことがわかる。僅か三人の農民から一〇俵の現米を買入れ、三人及び同じく三人の手数料取引の仲介をなしているにすぎない。天保九年に湯本家に対する米の主要供給源は、他村及び武士であることは同表によって明らかである。

現米は他村、手形は武士によって、湯本家に売却されている。更に第七表によれば、現米・手形米ともに、二〇俵以上の、いわば大口の売手によって供給されたものが大部分を占めている。

この傾向は販売面においても、ほぼ妥当する。この年の湯本家が売却した米の大半は崎玉村向けであるが、第七表にみられるように小口の取引量は少ない。即ち、農民に対する飯米の供給者としての機能はもたないものである。崎玉村も含め

て、全販売量四三四俵中、三五三俵は二〇俵以上の取引相手に売却されている。従って、湯本家の天保期における穀屋経営は、崎玉村及び周辺農村の小農民に直結したものでなかった。

それでは、この期間に湯本家と交渉があった、取引相手はどのような性格をもっていたのであろうか。まず崎玉村から取上げよう。同村には米の主要な供給者はなく、いずれも買手ばかりであった。そして最大の購入者は酒造業者増田屋新兵衛である。増田屋については前にも述べたが、湯本家の穀屋関係の史料が始まる天保元年より、この期間の殆どを通じて、湯本家より米を購入している。天保二年は僅か二〇俵にすぎなかったが、天保九年には現米・手形合せて二六三俵を購入しているし、その他の年にもかなりの量を購入している。また、ややこれに劣るが、同じ造酒屋の要右衛門も、天保九年の一〇俵を最低として、天保十四年には一三八俵を買入れている。また幾七は酒の小売業者であるが、天保七年と九年に三四俵を購入している。

\* 前掲書四七ページ、なお名前を伝六としたが、これは新兵衛の誤りであった。

次に崎玉村周辺農村に眼を移すと、かなりの取引相手がいる。その全部を述べるのは煩わしいから、代表的なものを選んで述べてみたい。北根村幸左衛門は前にも述べたが、天保一三年の一七九俵を最高として、他の年も一〇〇俵以上の米を湯本家に供給している。また、前述したように、彼は湯本家を通じて米を買うこともあり、やはり米穀取引業者であると思われる。

\* 前掲書四七ページ、なお天保八年の米売却量を三八俵としたが、これは手数料取引分のみで、そのほかに一二七俵の直接売却があったことを付加しておく。

また、佐間村伊賀屋音右衛門は天保八年に米一五八俵、手形六一俵合計二一九俵を購入し、そのほか大麦一六俵、挽割四俵を購入するとともに、大豆三〇俵を手数料をとって、湯本家に売却している。彼もまた穀屋であらう。そのほか村は不明

であるが、七郎兵衛なる人物も紹介しておいた。

\* 前掲書四七ページ。

次は町方であるが、湯本家の取引先は殆ど行田に限られ、そのほかは、鴻巣宿と熊ヶ谷宿に二、三の穀屋と交渉があるにすぎない。行田において、湯本家と最も密接な取引のあったのは松坂屋専蔵である。松坂屋は天保四年より登場し、その取引内容は現米・手形の売買、大麦・挽割・大豆・小豆の購入、干鰯の販売等である。しかし、天保十三年に現米七二俵・手形五〇俵を買入れ、翌十四年に手形二四二俵を買入れ、反対に一〇〇俵の同じく手形を売却したのが最大の取引であり、他の年の取引量はさしたる額ではなかった。要するに町方は、湯本家に対して副次的な意義をもつにすぎなかった。

最後に武士であるが、彼らは湯本家を通じて、現物給与の俸禄を貨幣化し、飯米或いは小麦蘖等を湯本家より購入している。その代表的人物として斉藤庄右衛門をあげたい。天保六年に彼は、一七人の武士の米、合計三〇〇俵を湯本家に預け売却させ、また同じく一七人分の大豆手形二六俵と三石一斗四升を湯本家に委託している。即ち、斉藤庄右衛門はこのような武士俸禄の貨幣化を担当していたのであった。天保九年には一二六俵の手形を彼個人の名義で売却しているが、すべてが彼の手形ではなく、このような委託売却がその中に含まれていたことは、容易に想像できる。しかし彼の米購入は少量であった。湯本家と取引のあった武士はこれ以外にもあった。例えば天保九年に佐野九郎右衛門は一〇六俵の手形を売却している。それと同時に武士達は米を購入しているが、これは明らかに飯米であらう。

以上のように、天保期における湯本家の穀屋経営は、購入・販売両面において、直接生産者たる小農民よりも、村方の米穀取引業者・酒造業者・町方の商人・武士等と密接な関係をもっていた。更に村方における、このような米穀取引業者の存在は、小農民の年貢余剰米、或は武士の扶持米を扱う、流通組織の存在を想像させ、湯本家はこのような流通組織の中にあつたといえるのである。



第8表 安政3年、規模別・地域別米購入量

	俵 ~5		俵 5~10		俵 10~20		俵 20~50		俵 50~100		俵 100~		計	
	人	俵	人	俵	人	俵	人	俵	人	俵	人	俵	人	俵
埼玉村	29	62	17	122	9	123	6	171					61	478
他村	31	76.5	15	99	7	97	1	20					54	292.5
町方			1	8			1	26			1	81	2	89
武士									1	77			1	77
計	60	138.5	33	229	16	220	7	191	2	131			118	909.5
							1	26	1	77			2	103
計	61	140.5	33	229	16	220	8	217	3	208			121	1,014.5

第9表 安政3年埼玉村階層別米販売量

階層	人数	数量	平均
1反以下	7人	9俵	1.3俵
1~5反	19	151.5	7.9
5~10反	11	136	12.3
1町以上	2	48	24.0

しかし、嘉永・安政期になると様相は一変する。第一図にみたように、この期間は販売が殆どなくなり、購入のみになる。即ち、穀屋経営は事実上終熄し、もっぱら酒造米の確保に湯本家の関心が向けられるようになったのである。それと共に購入先にも重大な変化が生ずる。それは購入米のかなりの部分を直接生産者に依存するようになったことである。

第八表は安政三年の米購入量を、地域別・規模別に分類してある。更に第九表はこの販売者のうち、埼玉村の持反別の判明する農民のみを、田の持反別の規模別に、人数・俵数を整理してある。第八表によれば、購入総量一、〇一四・五俵のうち、五八八・五俵は二〇俵以下の小口買入れによるものである。それと共に取引相手も一二人に増大している。一人平均八・四俵を湯本家に販売したことになる。これを天保九年と比較してみると、同年の購入量四〇〇俵のうち、二〇俵以下の小口買入れによるものは僅か六五俵であり、一人平均一四・八俵の販売高になり、両者の間には、はっきりした差異がある。更に第九表にみられるように、持反別のおかる三九人中三七人までが、田反別一町以下の層であり、彼らは総反別において三町以下の、いわば自作農または小作農的存在であった。また三町以上の層でも前述

したように小作経営の未発達な埼玉村においては、大部分は手作米の売却と考えられる。埼玉村の他の小口販売者、また他村のそれは、確認する手段はないが、その大部分はこのような直接生産者と考えてよいであろう。

\* この領域は四〇カ村近くに及んでいる。

もとより以前の大口取引が消滅したのではなく、かなりの部分は村方・町方の米穀取引業者に依存していることも事実である。例えば、湯本家の米の需要者であった行田の松坂屋は、この期間には、例えば安政三年に現米八一俵と手形七七俵を湯本家に供給している。その他の者にはふれられないが、たとえ個人的な交替があっても、大口の取引は依然として続いているが、その取引の内容は全く異なったものになったのである。

湯本家が直接生産者として多く接触するようになった原因は、二つばかり考えられる。その一は、購入量が増大したため、湯本家が積極的に直接生産者に働きかけ、大口供給者の不足分を補わざるを得なくなったことである。また、湯本家は直接生産者を把握する条件は既にもっていたのである。その一は名主の権力であり、他の一は後述する、埼玉村及び周辺農村の農民に対する老大な貸金である。事実、この期間には、貸金の未返済分や年貢立替に対する継米が現われており、例えば安政三年には一七俵の継米を獲得している。第二に、従来の取引が投機的性格を帯びていたことは、すでに言及したが、酒造米確保を目的とする米買入れは、そのような投機性を排除するものであり、直接生産者と密着する必要があるためである。以上、天保期と嘉永安政期の米穀取引を対比させて考察してきた。前者は流通面からの利潤の抽出が目的であり、手形の売買に表現されるように、多分に投機的要素を含んだ経営であった。これに対し、後者は、酒造米購入が目的であり、かなりの部分を直接生産者に依存する堅実な取引であったということが出来る。また、湯本家の穀屋経営は弘化―嘉永年間に事実上終わったとみてよいであろう\*。

\* 次節で述べるように、湯本家の酒造経営は天保十三年に本格的に始まり、弘化二―三年に確立したとみられるから、両者の下限と上

武蔵国埼玉郡における地主経営

限は重なり合いつつ、次第に穀屋経営は消滅したとみられる。

### 三、酒造経営

湯本家の四つの主要経営のなかで、酒造経営は最も歴史が浅い。即ち、湯本家が酒造蔵を入手したのは、天保七年三月のことで、北根村李兵衛より、酒造蔵一棟（諸道具一式付）及び春屋釜屋（諸道具付）、価格にして一七二両を、元利合計一五一両の債権のかたととして、手にいれている。差額二一両はその後で支払ったもようである。しかし、湯本家は同年九月に埼玉郡本川俣村の名主で親類の酒造業者、鞍之助に貸してしまった。同年一月の「酒造人濁酒人熊ヶ谷宿御呼出シ之節賄料割合帳」には、湯本家が筆頭にでているが、恐らくこれは名儀のみであろう。しかし、この間全く酒造経営を行なわなかったのではなく、前記鞍之助へ貸与する旨の届書にも、「先年勝手造り仕付処」とあるように、鑑札なしの酒造りをしてきたようである。また、諸色売買帳には、天保八・九年に酒樽や桶を購入した記載がある。従つて、この間は恐らく準備期間になるであろう。

結局、酒造鑑札を下付されたのは天保十三年のことであり、この時の酒造米高は一七〇石である。この事実と天保年間の湯本家穀屋取引の内容とを考えると、本格的な酒造経営は天保以後とみなしてよいであろう。第一〇表は弘化二年の店おろし勘定帳より作製した、同年の酒造規模である。同年にこのような帳簿が作られたことは、酒造規模と考え合わせて、この期間に湯本家の酒造経営が確立したことを意味する。なお同年の八月より翌弘化三年二月までに六一両の利益があることになつているが、同帳の後半には、その後の江戸及び地元酒の購入等により三両の欠損が生じた旨記されている。また、この江戸酒及び地元酒の購入にみられるように、他の酒造業者に依存することもあり、更に地元のものから酒造業者と市場争いもあつたであろうし、穀屋より酒屋への転身は決して容易ではなかつたであろう。

第10表 弘化2年酒造規模

文 貫 朱 分 兩		文 貫 朱 分 兩	
仕込造り高米661俵1斗3升	499.0.0.	酒販売高(弘化2年晦月8月2日~3年2月6日)	96.2.0.613,829
薪代	37.3.0.	外	46.2.0.35,478
給金・竹代・小入用・油代	36.3.0.39,921	粕	109.5俵
政右衛門	11.1.2.16,218	糠	110.0俵
庄五郎	10.1.0.	焼酎	7駄
鴻巣宿桶代	22.2.0.	直	325駄
江戸酒40駄	34.0.0.	計	843.0.2.436
本粕江戸2駄	4.3.0.		
八月勘定之節残り酒35駄	52.2.0.		
地元購入酒25駄半樽	30.1.0.		
駄賃半年分	9.0.0.		
利足半年分	25.0.0.		
勘定小計	781.3.2.1,602		
勘定増分	5.1.0.		
勘定利益	61.0.0.		
計	843.0.2.		

武蔵国埼玉郡における地主経営

第11表 酒造雇人数

	安政元年8月~2年8月	安政4年8月~6年4月	文久3年8月~慶応元年8月
親方	1人	1人	1人
頭番	1	1	
一般雇人	23	13	12
計	25	16	13
給金	53兩0分3朱	97兩3分2朱	116兩0分1朱
労働延日数*	2,622日	3,624日	2,960日

\* 親方、春屋は除く。

\* ちなみに、天保九年に独立して酒造を始めた増田屋新兵衛は酒造米高一〇〇石の鑑札をもっていた。  
\* これは前記増田屋のほか、埼玉村奥州屋・佐間村奥州屋・村不明の日野屋等がある。

しかし、その後の湯本家の酒造経営は順調のようである。安政二年の仕込み高は七六四俵、文久三年のそれは七〇四俵であり、弘化二年に比し僅かながら増大している。仕込み高からみれば飛躍的發展はないとしても、コストな生産規模を維持していることは、酒造経営が確実であったことを意味するであろう。第一一表の酒造雇人数も同様な事実を示す。実人数は漸減であるが、労働延日数はほぼ一定しているといえよう。雇人の一部は行田の出身であるが、大多数は

第12表 酒 販 売 量

	嘉永5年(12月のみ)			嘉 永 6 年			安政元年(1~6月)		
	人数	金 額	樽数	人数	金 額	樽数	人数	金 額	樽数
崎 玉 村	31	65,205	63	155	419,585	393	86	152,183	146
他 村	24	319,200	306	67	1,489,917	1,428	43	725,172	627
武 士	3	14,376	14	6	40,830	39	2	10,656	10
町 方	4	141,859	136	8	349,124	335	9	237,971	229
計	62	540,640	519	236	1,908,502	2,195	140	1,125,982	1,012

第13表 嘉永6年, 1石以上取引者

	人数	金 額	樽 数
	崎 玉 村	5	256,466
他 村	17	1,305,471	1,253
町 方	4	330,548	317
計	26	1,892,485	1,414

第14表 大口取引者の比較

村 名	A	B
	新 井 村	1
野 村	1	4
鎌 塚 村	1	0
三 木 村	1	2
天 神 原 村	1	1
小 見 村	1	1
内 田 谷 村	1	2
佐 間 村	3	2
上 崎 村	1	1
須 戸 村	1	0
屈 巢 上 村	1	0
吹 名 水 村	1	1
真 野 村	1	1
清 針 村	1	0
長 城 村	0	3
小 赤 道 村	0	1
利 田 村	0	2
広 根 村	0	1
袋 忍 村	0	1
北 新 田 村	0	1
下 閔 計	17	25

不明である。次に販路をみよう。第一二表は酒小売帳を整理したものであるが、同帳は嘉永五年十二月から始まり、安政元年七月以降は虫喰が甚だしく、六月までしかわからない。従って一年の販売量がわかるのは嘉永六年のみである。また表題が示す如く小売帳なので、卸売を含むかどうかわからない。しかし、なかには一石以上(樽にして二樽以上)を購入する者もあるので、それだけを第一三表に示す。また湯本家は安政元年から慶応二年に至るまでの、数十冊の酒通帳を所持している。

通帳の性格からして湯本家に保存されているのは一部にすぎないと

とは思われない。とするならば第一二表の取引高は実際より少ないであろう。しかし、酒小売帳に現れない取引量が非常に大であるとは考えられない。なぜなら、嘉永六年の同帳にある販売高二、一九五樽(一九八石)は、弘化二三年の販売量及び在庫量とそれほど差がないからである(弘化二三年の販売量及び在庫量は約二七〇石)。従ってこの酒小売帳によって、湯本家の酒市場を考察して差支えないであろう。

第一二表によれば、嘉永六年の湯本家の主たる販売先は崎玉村を含めた村方であり、全体の約八三パーセントが売られている。武士や町方の購入量は僅かである。同様な傾向は嘉永五年や安政元年にもみられるし、また酒通帳の残存状況からも、幕末期まで村方が主要な市場であったといえる。また、第一三表によれば、崎玉村及び武士と、崎玉村を除く村方及び町方では販売方法にかなりの差のあることがわかる。即ち、前者の場合、崎玉村では一石以上の購入者は僅か五人であり、武士は一人もいない。即ち、ここでは主として小売のかたちで販売していたのである。また崎玉村の五人のうち、三人は酒小売業者であることがわかるが、他の二人も恐らくそれに類するものであると考えられる。しかし、他村及び町方では、販売量一、七六三樽中(総販売量の七二パーセント)、一五七〇樽即ち全体の八四パーセントが一石以上の購入者に売られているのである。彼らの大部分は恐らく酒の小売業者であったろうし、また一石以下の購入者でも小売業者はあったと思われる。結局、湯本家の酒造経営はこのような酒の小売業者を対象としていたのであり、村方及び武家に対する小売はそれほど重要ではなかったと考えられる。

湯本家の酒造業が村方を主たる対象としていたことは、酒の品質にもよるであろうが、ここで重視したいことは、この経営が農村の購売力に支えられているということである。農村の購売力については次回に譲るが、湯本家が米の購入を直接生産者に依存すること大になった時期に、利潤の源泉を直接農村に求めるようになったことは注目すべきであろう。

四、金融業

第15表 貸付一覽

	崎玉村		他村		行田		武士	
	兩分朱	文	兩分朱	文	兩分朱	文	兩分朱	文
文政7年	425,0,1,	6,897						
8	691,2,1,	25,044						
9	308,3,2,	6,869	62,1,2,	0	3,3,0,	0		
10	*27,0,2,	2,875	40,1,2,	1,507	32,3,2,	972		
12	524,2,2,	20,808						
天保1	481,0,0,	21,830					199,2,2,	0
2			10,3,2,	100	20,0,0,	0	188,2,1,	0
3			251,3,2,	821	21,0,0,	0	212,0,0,	0
4			221,1,3,	4,000	39,2,2,	136	242,2,1,	0
5	374,0,3,	7,064					261,3,0,	0
6	481,3,1,	10,893					415,0,0,	0
7							331,2,2,	0
8	422,2,0,	16,469					560,0,0,	0
9	702,0,3,	20,234					563,0,0,	0
10							458,3,2,	411
11							615,0,0,	0
12							622,1,0,	0
13							585,1,2,	0
14							234,1,0,	0
弘化1							277,1,0,	0

注 空白欄は史料欠如のため不明。

\* は一部貸付額のみ。

最後に金融業を概観してみよう。湯本家に残された文書中、金融業に関するものが最も古く、文政七年から貸付内容を知り得る。第一五表は利用した貸金名寄帳等を整理したもので、これにより同家の経営状況をほぼ推察することができる。この地域別貸付先をみると、先の穀屋経営や酒造業と多少の差異はあっても、相似た性格があることに気付く。即ち、ここでも主たる取引先は村方と武士であり、町方のもつウェイトは非常に低い。利用した史料は、貸付地域毎に分類した帳簿であって、同一年代に集中して残存せず、重なり合う年代においても、記載内容に精粗の差があつて、第一五表に掲げた各地域別の貸付金を合計して、年当りの貸付規模を直接算出することはできない。

崎玉村についてみれば、まず、文政十年は一部

しか知ることができない。他の年をみると文政九年の三〇〇兩余を最低として、最高は天保九年の七〇〇兩余に及んでい。この期間における平均貸付額は五〇〇兩足らずとみなしてよいであろう。崎玉村以外の村方は、前後五カ年しかわからないが、文政年間には村内貸付名寄帳に散在しているのを寄せたもので、これがすべてをつくしているとは思えない。天保年間のそれは村々貸付帳より算出したもので、天保二年は一部しか記載されておらず、また、この帳面の後半は欠如しているので、天保三・四年も貸付総額であるかどうかかわからない。記載方法は名寄形式になつていたので、天保三年の分は完全な数字であるとするのもできない。結局、他村貸付は二〇〇兩を下ることはなかったとしかいえないのである。町方は行田のみで、文政年間には他村と同様村内貸付名寄帳に記されているもののみで、すべてではない。しかし、天保年間における貸付額も僅少であり、町方の貸付先としての意義は少ないといえよう。

第16表 債務者数及平均貸付額

	債務者	平均貸付額
文政7年	80人	5.3兩
8	126	5.5
9	68	4.5
10	12	2.3
12	56	9.4
天保1		
5	86	4.3
6	97	7.2
8		
9		

武蔵国埼玉郡における地主経営

最後に武士貸付をみると、天保三・四年は前と同様村々貸付帳にあるもので、不完全なものである。天保十年以降の分は、後述する齊藤庄右衛門引受けの送り質を、金銀取引帳より集計した分である。武士への貸付が齊藤庄右衛門への送り質によつてのみなされたとはいえないが、天保三年に「三之丸様」一三〇兩を貸付けた以外に、特に目立つ貸付はないから、齊藤庄右衛門の貸付をもつて武士貸付を代表させてよからう。貸付規模は年により変動があるが、二三〇兩から六〇〇兩の間を上下している。

以上、湯本家の貸付規模は、自村において三〇〇兩から七〇〇兩、他村では二〇〇兩以上、町方は問題にならないとして、武士へは二三〇兩から六〇〇兩まで、総計して約七〇〇兩から一、五〇〇兩の間であり、湯本家の経営の中では最大の規模をもつている。

このような規模をもつ貸付内容を地域別に考察してみよう。第一六表は崎玉村にお



第17表 天保8年期限別貸金

期 限	金 額	件 数
半年以内	56,1,0, 587	19
1 年 半	253,3,2, 3,900	48
2 年 上	100,0,0, 0	24
2 年 賦	63,3,3, 0	6
年 明	24,1,3, 248	7
不 計	197,1,1,14,769	57
計	695,3,1,19,514	161

村の貸付にもあてはまる。

\* 前掲書四六一七ページ。

次に武士に対する貸付のあらましをみておこう。前述のように、これは齊藤庄右衛門を通じて行われている。このシステムがいつごろからあったか不明であるが、左の引用文は両者の間にかわされた契約である。

質物議定左之通

- 一、通之儀者毎月差引有之ハニ付拙者方ニ預リ置申ハ事
  - 一、武具馬具其外諸品度々出入有之ハ品者遠方之儀ニ付拙者方ニ預リ置申ハ事
  - 一、利足之儀者金壹両ニ付一ヶ月銀壹匁、ニ而代呂物取替貫ハ共おどり付不申ハ事
  - 一、利足之内四分一を世話料として翌正月御戻し被下ハ事
- 右之通御世話ニ罷成ハ上者置主流質ニ致シハとも拙者引受一切流質致ス間敷ハ万一不筋之義等有之ハ、何時ニても御望次第代呂物御引取被成ハ勿論預リ物之義ニ御座ハニ付其節一言之御断申間敷ハ為後日議定取究如件

文政十三年寅正月

借主 齊藤庄右衛門  
加判人 牧野庄作

即ち、齊藤庄右衛門は湯本家に対する請質屋の役割を果しているのである。この齊藤庄右衛門を通じて行なわれる武士への貸付は、その殆どが信用貸でなく、抵当貸であったと思われる。天保元年の齊藤庄右衛門の質物通によれば、同年及び翌二年の貸付は、その殆どが武具を抵当にしている。また、天保七年の金銀借用帳では、彼が代表として、伊藤作右衛門外二名の組に属する者の扶持合計一六〇人扶持、及び一七人の武士の七六人扶持、合せて二三人扶持を質入れしている。この時の契約によれば、元利未返済の場合は、本人を通さず直接詰役所より扶持米を、その金額に相当する額迄取ってよいことになっている。

第18表 湯本家負債

年 度	金 額	貸 主
天保4年	100兩	行田荒物屋喜助
13	米手形25俵	忍
"	200兩	同上
"	10	同上
弘化3	100	同上
嘉永6	10	同上
"	130	桶川宿五兵衛
安政4	5	桶佐問村
5	30	忍
"	100	同上
"	50	同上
"	100	忍
6	20	屈巢村藤村表内

備考 安政3年に金額不明であるが、田島新六(鴻巣宿)より融資を受けている。

このような担保設定の抵当貸が、農民に対するそれよりも安全且つ利潤大であったかどうか断定できない。期限は通常一年であり、利率は前記議定書によれば、月銀一匁であるから、年間二割になるが、五分は齊藤庄右衛門の収入であるから、実質的には一割五分であり、農民のそれとほぼ等しい。返済状況を見ると、現金が最も多いが、現米・手形米・大豆等の現物返済もかなりある。例えば、天保十三年には手形米六〇四俵、価額にして二九五兩余が返済にあてられている。しかし、未返済もかなりあり、金銀出入帳で判明した天保年間のそれは、最高二五二兩にも及ぶ。恐らくこの分は流質物処分によって補ったのであろう。武士の借入れが消費貸借である限り、このような未回収分が生ずるのは必至であ

武蔵国埼玉郡における地主経営

る。これを流質することにより解決することは可能であつたらうが、この流質処分も含めて、武士の返済能力は、主として年貢収入状況如何によるものであり、結局、農民の年貢負担能力が湯本家の、武士を対象とする金融業を支えていることになる。

最後に金融業も含めて、湯本家の経営はかなりの資本を必要とし、融資を受けることは当然考えられる。第一八表は湯本家の負債を知り得たもののみまとめてあるが、この限りでは、湯本家の経営は他人資本より、自己資金に頼ることが多かったと思われる。なお、融資元が、町方以上に藩が重要性をもっていることに注目すべきであらう。

## 五、結 び

以上湯本家の地主経営を各部門について考察してきたが、全体に共通する性格は、強い村方と武士への密着性であらう。農業経営は畑方の商品作物を媒介とするのではなく、年貢余剰米による商品流通への参加を基調としているし、これを年雇・日雇の雇用労力に依存する地主手作経営が支えている点に特質がある。商品たる米の入手が手作米に頼っている限り、米販売量は微々たるものであらう。しかし、そのような手作米・抵当流れの武士の扶持米・少量の小作米の合計が湯本家の穀屋経営の出発点であつたであらうし、酒造米を中心とする、この地域の米流通組織に加入することにより急速な発展をとげることができた。この市場を形成するのは、直接生産者たる農民及び武士、更に湯本のような米穀取引業者と、米の需要者たる酒造業者であり、町方はここでは消極的な役割しか果していない。同様なことは、金融業にも妥当し、武士と村方が重要な貸付先であつた。ただ、穀屋経営と異なり、湯本家の村方に対する貸付は崎玉村を中心としており、他村へはむしろ伸び悩んでいることは注目に値いしよう。即ち、米穀取引とは異なり、金融業の他村進出は困難であつたのであり、同業者との激しい争いが予想される。しかし、酒造業の場合はむしろ米穀取引に匹敵する領域に拡がっており、崎玉村は副次的な

意義しかもたないのである。金融業を別とすれば、穀屋経営も酒造経営も一村の領域を越えた、かなりの広範囲を対象として、いずれも農民の購買力を前提としており、そこに幕末期における農村市場の存在を認め得る。

文書にみられる限り、湯本家は農業手作経営と質屋を最初の経営としている。手作経営はその性格からして、急速なかつ大規模な発展は不可能であるし、質屋も、自村と武士を相手とする消費貸借を主としている限りは、これ以上発展することは困難であつたらう。穀屋経営と酒造業は、湯本家の地主経営の発展が、そのような行詰りを打開するための手段であつたと考えられるし、農民購買力を前提とするこの二つの経営は、幕末期におけるこの地域の地主経営のあり方の一つを示していると考えられる。